

浜田市告示第 75 号

浜田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する告示

浜田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成 20 年浜田市告示第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「所得水準に」の次に「ある者又は当該所得水準を超えてから 1 年を経過していない者で」を加える。

第 6 条第 1 項第 1 号ウを次のように改める。

ウ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し

(イ) 申請者の前年（1 月から 7 月までの間に申請をする場合にあっては、前々年）の所得の額（児童扶養手当法施行令第 3 条及び第 4 条の規定によって計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する扶養親族のうち、控除対象扶養親族に該当しない 30 歳以上 70 歳未満の扶養親族以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（申請者の扶養親族でない児童で申請者が生計を維持しているものをいう。以下同じ。）の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）がある者にあっては、16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第 2 号。以下「申立書」という。）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(ウ) 申請者の前々年（1 月から 7 月までの間に申請する場合にあっては、3 年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（控除対象扶養親族がある者にあっては、申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

第 6 条第 1 項第 2 号ウを次のように改める。

ウ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し

(イ) 申請者の前年（1 月から 7 月までの間に申請をする場合にあっては、前々年）の所得の額、加算対象扶養親族及び生計維持児童の

有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（控除対象扶養親族がある者にあっては、申立書及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(ウ) 申請者の前々年（1月から7月までの間に申請をする場合にあっては、3年前の年）の所得の額、加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（控除対象扶養親族がある者にあっては、申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

様式第2号中「前々年」の次に「又は前々年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、3年前の年）」を加える。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、改正後の浜田市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、令和6年8月30日から適用する。